



Room to Read®

World Change Starts with Educated Children.®  
子どもの教育が世界を変える

2018年11月吉日

一般社団法人 STUDY FOR TWO  
鈴木春響さま

認定特定非営利活動法人  
ルーム・トゥ・リード・ジャパン  
今尾礼子  
reiko.imao@roomtoread.org

### 寄付の御礼と領収書の送付

拝 啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ルーム・トゥ・リードへの温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。  
世界中のすべての子ども達が教育を受け、自らの可能性を広げていけるよう、お預  
かりしたご寄付を大切に、効果的に活用させていただきます。

ルーム・トゥ・リード・ジャパンは、2017年2月10日付で、千葉県より認可を受け  
た認定特定非営利活動法人（認定NPO法人）です。つきましては、ここに寄附金受  
領証明書を同封いたします。この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受  
けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に  
保存してください。尚、寄附金受領証明書の再発行はいたしかねますのでご了承  
くださいませ。

敬 具

鈴木 さん

いつも本当にありがとうございます！

来年の訪問の日程のご希望など、また

ぜひお聞かせ下さい。PR動画も、とても楽しみです。

今尾

一般社団法人STUDY FOR TWO様

**¥ 3,500,000-**

上記金額を受領いたしました。

2018年10月9日

認定通知書の番号 千葉県県生文指令第 1375 号

認定年月日 2017年2月10日

千葉県市川市曾谷 1-24-5

認定特定非営利活動法人

ルーム・トゥ・リード・ジャパン



(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る発展途上国における子供に対して、発展途上の国々における地域社会と連携し、図書館の開設、現地語の児童文学の創造、学校の建設及び女兒への教育の機会の提供等に関する事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項及び同法第 66 条の 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

【この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください】

一般社団法人STUDY FOR TWO様

**¥ 2,500,000-**

上記金額を受領いたしました。

2018年10月9日

認定通知書の番号 千葉県県生文指令第 1375 号

認定年月日 2017年2月10日

千葉縣市川市曾谷 1-24-5

認定特定非営利活動法人

ルーム・トゥ・リード・ジャパン



(注) 上記の金額は、当法人の行う特定非営利活動に係る発展途上国における子供に対して、発展途上の国々における地域社会と連携し、図書館の開設、現地語の児童文学の創造、学校の建設及び女兒への教育の機会の提供等に関する事業に関連する寄附金として受領した金額であり、租税特別措置法第 41 条の 18 の 2 第 1 項及び同法第 66 条の 11 の 2 第 2 項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附に係る支出金に該当することを証明いたします。

【この寄附金の支出による税制上の優遇措置の適用を受けるためには、この「寄附金受領証明書」が必要となりますので、相当期間大切に保存してください】